

四日市市選管告示第32号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙について、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和3年10月19日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市総合会館	四日市市諏訪町2番2号	令和3年10月20日から
期日前投票所	四日市市総合会館1階 ロビー	令和3年10月30日まで

(選挙管理委員会事務局)